

充実した地域生活のための支援

4 自立生活のための地域基盤整備

(1) 地域の住まいの整備

評価欄について
 a 完全に達成・終了したもの
 b 具体的に取り組んでおり、今後も継続して推進するもの(数値目標を達成しているものには)
 c 本実施に向けた準備段階にあるもの
 d 未着手のもの
 - 他事業に統合等を行ったもの

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
92	90	住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い高齢者・障害者の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害者等を対象に、優先入居を実施する。	b	継続実施	障害者対象の募集 303人分、応募 491人	平成22年度定期募集における住宅困窮者募集(障害世帯)の募集倍率は1.3倍であった。 一般空き家募集倍率10.1倍や他の困窮者募集区分に比べて優先的な入居機会を与えることができた。	引き続き、障害者等を対象とした募集を行う。	
93	90	北九州市営住宅社会福祉事業(公営住宅のグループホーム)	指定障害福祉サービス事業者が、障害者が地域で自立した生活を営む場を提供するため、グループホームを実施する際に市営住宅の入居状況や応募状況などを考慮したうえで、グループホームとして市営住宅を目的外で使用し、障害者の自立生活を助長する。	c	実施の検討		建築都市局と協議し、「北九州市営住宅社会福祉事業等実施要綱」の改定を行った。 相談に来た事業者はいたものの、使用できる市営住宅の立地条件等が折り合わず、現在まで利用実績はない。	今後とも、市営住宅の空き状況や応募状況などを考慮しつつ、実施の検討を行う。	
94	90	民間住宅への「すこやか住宅」の普及促進	身体機能の低下した高齢者や障害者などが安全に生活できるとともに、介護者の負担の軽減も図れるよう、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリーに配慮した「すこやか住宅」の普及を促進するため、保健福祉局、建築都市局、NPO法人北九州市すこやか住宅推進協議会などが連携し、保健福祉相談コーナーを拠点とした相談体制の充実や市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などに取り組む。	b	継続実施	セミナー・研修会開催	「すこやか住宅」の普及のために市民向けのセミナーを開催するとともに、住宅改造に携わる施工業者、建築士向けに改造のための知識や技術力向上のための研修会等を開催した。 (H22年度実績) ・セミナーや研修会の開催:9回/年 ・情報誌の発行:2回/年 ・すこやか住宅相談事業:310件	継続して実施する。 ・セミナーや研修会の開催 ・情報誌の発行 ・すこやか住宅相談事業	
95	91	すこやか住宅改造助成事業	障害者等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害者等がいる世帯に対し、住宅を障害者等の住居に適するよう改良するための経費の一部を助成する。	b	継続実施	実施件数 26件	改造助成件数 平成18年度:26件 平成19年度:24件 平成20年度:14件 平成21年度:14件 平成22年度:21件 日々革新される住宅改造の方法、用具を反映し、より障害者のニーズに則った住宅の改修ができるよう、改修対象の拡大等をはじめとして制度の見直しが必要。	これまでと同様、住宅改造希望者へ必要経費を助成する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
96	91	高齢者等住宅改良資金(障害者用)利子補給事業	重度心身障害者の住環境を改善するため、住居の増改築等を行うのに必要な経費の借入に伴う利子の一部を助成する。	b	継続実施	助成件数 9件	融資対象者への利子補給を実施中。 ただし、新規融資休止中につき、新規申請はなし。 助成件数 18年度 9件 19年度 4件 20年度 2件 21年度 2件 22年度 2件	融資対象者(1名)への補給を実施	
97	40・91	地域生活移行体験事業(現:地域生活移行促進事業)	障害者が、施設・病院・家庭から自立して、グループホームや単身で生活ができるように、地域生活移行体験事業(障害者を対象とした宿泊体験を実施する者に対し補助金を交付する)や、グループホーム・ケアホーム助成事業(グループホーム・ケアホームを開設するにあたって、初度設備に要する費用について補助金を交付する)を実施し、障害者の地域移行を支援及び促進させる。 平成21年度より地域生活移行促進事業として、グループホーム・ケアホーム助成事業と統合し、現事業とした。	b	2事業者		地域生活移行体験事業(2事業者) グループホーム・ケアホーム助成事業(累計28ヶ所) 地域移行した障害者(187人)	地域生活移行体験事業(障害者を対象とした宿泊体験を実施する者に対し補助金を交付する)や、グループホーム・ケアホーム助成事業(グループホーム・ケアホームを開設するにあたって、初度設備に要する費用について補助金を交付する)を実施し、障害者の地域移行を支援及び促進させる。	
98	92	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害者について、不動産事業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要な場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応などの支援方法を事業化に向けて検討する。	b	サポートセンター1ヶ所	相談延べ件数 902件	18年10月に北九州障害者居住サポートセンターを設置 市と協定した民間の家賃保証事業者を紹介 相談延べ件数 4,510件(平成21年度) 4,617件(平成22年度)	平成22年度に引き続き、継続実施	
99	92	公的保証人制度の導入	障害者が民間賃貸住宅等へ入居しやすくする支援として、本市における「公的保証人制度」の創設の検討や、「住宅入居支援事業(居住サポート事業)」との一体的な実施方法など事業化を検討する。	b	サポートセンター1ヶ所	北九州障害者居住サポートセンターで実施	北九州障害者居住サポートセンターで実施 民間の家賃保証事業者2社と協定	平成22年度に引き続き、継続実施。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
100	92	精神障害者社会復帰施設等の運営	精神障害者の社会復帰の促進を図るため、回復途上にある精神障害者に対し、日常生活への適応、自立生活をおくるための必要な訓練・指導等を行っている法定の精神障害者社会復帰施設に対し運営費を助成する。	b	新事業体系へ移行	通所授産施設等5ヶ所	精神障害者社会復帰施設は平成23年度末までに障害者自立支援法上の新体系事業へ移行しなければならない。新体系へ移行するまでの間、引き続き運営費を助成した。	平成23年度の移行まで、引き続き運営費を助成する。	
101	40・93	グループホーム・ケアホーム	地域の中にある民間住宅等において共同生活を営む障害者に対し、同居(近隣居住)の世話人が食事の提供や健康管理、金銭管理の援助等日常生活に必要な援助を行う。その整備状況を踏まえ、平成23年度の新たな見込量を設定してその充実を図る。	b	利用者数600人	利用者数173人	地域での住まいの場となるグループホーム・ケアホームの利用者数を増加させることにより、障害者の地域生活移行に貢献した。 平成18年度に173人であったグループホーム・ケアホームの利用者数が平成22年度終了時点で、561人まで増加した。 (平成23年4月1日時点) 市内71か所:321人、市外75か所:240人 合計561人	継続して事業を行い障害者の地域以降を促進するとともに、入居状況などを考慮したうえで市営住宅でのグループホーム事業の実施を検討する。	
102	93	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートする。	b ○	4か所	4か所	継続して補助金の交付を行い、障害のある人の地域生活をサポートした。 平成22年度 市内2か所・市外5か所 計7か所	平成22年度 市内2か所・市外5か所 計7か所	

充実した地域生活のための支援

4 自立生活のための地域基盤整備

(2) 地域での活動の場の整備

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
103	94	障害者小規模共同作業所運営費補助	地域における障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、作業訓練及び生活指導を行う小規模共同作業所に対して補助する。	b	継続実施	作業所数 60ヶ所	継続して補助を行っているが、地域活動支援センターや新事業体系への移行が可能な作業所に対しては移行を促している。 作業所数:25か所(平成21年度) 22か所(平成22年度)	小規模作業所の新事業体系への移行を促進する (作業所数22か所 ⇒ 20か所)	
104	94	地域活動支援センターの運営	障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営する事業者に対し、経費を助成する。	b	センター数 15ヶ所	センター数 4ヶ所	小規模共同作業所から地域活動支援センターへの移行と地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所(就労A、B)等への移行により、箇所数は増減を繰り返している。	障害福祉サービス事業所(就労B)への移行 (延べ10ヶ所 23年度)	
105	94	地域精神保健福祉対策促進事業	精神障害者の社会復帰及び円滑な作業所の運営を促進するため、精神保健又は精神障害者の福祉について、相当の経験及び知識を有する者が精神障害者小規模共同作業所を巡回し、指導員の指導を行う。	b	継続実施	巡回数 10か所	市内の精神障害者小規模共同作業所及び地域活動支援センター13か所を、1事業所につき月1回巡回を行った。 小規模共同作業所は減少傾向にあるため、今後の方針を明確にする必要がある。	平成22年度に行き続き、継続実施。 本事業についてのニーズの把握に努める。	
106	95	障害者地域活動センターにおける障害者地域啓発事業	あらゆる障害者が、地域で安心して暮らすことがあたり前の社会を実現するため、障害者地域活動センターを拠点に啓発活動を実施する。	b	継続実施	小倉南障害者地域活動センターで実施	平成18年度～19年度は小倉南障害者地域活動センター主催の「南活フェスタ」を、平成20年度～22年度は門司障害者地域活動センター主催の「もじ活まつり」を啓発イベントとし、イベントの企画参加、当日の人的な協力、費用負担を行った。 今後、より多くの一般市民の参加が期待できる取り組みが必要である。また、精神障害を含めた障害者の啓発という視点が乏しかったため主催者との連携で意識しておく必要がある。	平成23年度から25年度までの間、戸畑障害者地域活動センターで実施する予定である。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
107	95	体育施設バリアフリー化推進事業(現:スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進工事)	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが気軽に体育施設を利用できるよう、段差のある施設や多目的トイレが設置されていない施設等のバリアフリー化など、計画的な整備を行う。	b	計画的な施設整備	<p>平成18年度 桃園市民プール(室内)・門司体育館においてスロープ等の設置 平成19年度 桃園庭球場等においてバリアフリー化工事を実施 平成20年度 西戸畑体育館・若松庭球場においてバリアフリー化工事を実施 平成21年度 城山体育館・門司庭球場において多目的トイレ、スロープ等の設置 平成22年度 総合体育館等17スポーツ施設におけるトイレの洋式化・オストメイト化等の実施</p> <p>障害の有無や老若男女 誰もが気軽に安心して施設を利用出来るよう、引き続き施設の整備を行う必要がある。</p>	スポーツ施設17箇所において、既設トイレの洋式化や手摺りの設置を中心としたユニバーサルデザイン化推進工事を実施する。	
108	96	小中特別支援学校のエレベーター設置事業	障害児や障害を持つ教員の受入れ体制を整備するため、小中特別支援学校の建替え時にエレベーターを設置する。 また、スポーツ・文化活動の交流拠点である学校にエレベーターを整備することで、高齢者や障害者が、学校や地域の活動に参加しやすい環境を整備する。	b	計画的な施設整備	<p>2校にエレベーター設置</p> <p>6校にエレベーター設置完了(新校舎竣工) (清水小、牧山小、大谷小、黒崎中央小、思永中、井堀小)</p>	1校にエレベーター設置計画中(大蔵小)	
109	40	障害のあるホームレスの自立支援	市内のホームレスの人数は減っているが、自立支援センターの利用者の中では、知的障害や精神障害の割合が増えている。 こうした人たちへの障害者施策の支援を図るため、ホームレス自立支援センターと区役所・精神保健福祉センター・障害福祉センターや障害者地域生活支援センター、北九州障害者しごとサポートセンターなどの関係する専門相談機関との連携を図り自立支援を行う。	b	継続実施	<p>精神科医による定期的な医療相談に加え、臨床心理士を継続して配置。</p> <p>* 22年度に自立支援センターを退所した97名のうち、療育手帳取得者は39名。 救護施設「愛の家」の増床整備(75床→110床)が平成23年2月に竣工。</p>	平成23年度も、精神科医による定期的な医療相談に加え、臨床心理士を継続して配置する。	
110	41	いのちをつなぐネットワーク事業	市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられないまま死に至ることがないよう、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、年齢や障害の有無、公的サービス・制度の必要性を問わず、全ての市民を対象とした、よりきめ細かな地域での見守り・支援のネットワークを構築する。	b	継続実施	<p>地域の会合等に参加し、事業の啓発・周知活動を実施するとともに、孤立している人、その他の地域課題等の情報交換を行っている。</p> <p>地域から孤立した人や生活に不安がある人等の相談を受け、公的な制度・サービスにつないだり、地域関係者と一緒になって見守りの検討、実施等を行っている。</p>	「地域の課題を地域で考え、地域で解決する」ためには、環境整備において、自助・共助の取り組みを支援・啓発していくことが重要であり、そのために関係団体・機関と行政の連携体制の再構築と、市役所内部の連携機能の強化に取り組んでいく。	

充実した地域生活のための支援

4 自立生活のための地域基盤整備

(3) 施設から地域への仕組みづくり

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度 of 取組み	備考
111	97	施設入所者の地域生活への移行	障害者自立支援法の趣旨である「障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指して、施設入所者の地域生活への移行を促進する。	b ○	施設入所者の地域生活移行 (移行見込み者 163人)	グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成制度開始(1ヶ所助成)	平成23年4月1日時点で、目標を24人上回る187人が地域移行している。 また、施設入所者については、平成23年3月31日時点で1,547人であり、平成17年10月1日の1,620人から73人が減少している。	継続して実施する。	
112	97	精神障害者退院促進の推進	精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入れ条件が整えば退院可能である方に対し、活動の場を与え、退院に向けた訓練を行うなど、本市における事業実施について検討を行う。	b	退院促進 (退院可能な精神障害者数減少 値: 300人)	入院者数 3,694人	平成22年度までの退院者数135人。 関係機関等に対して退院促進に関する啓発活動と、新たな社会資源の開拓が必要である。	新たに地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備を行う。	
113	98	粗大ごみ持ち出しサービス事業	高齢者、妊産婦、身体・知的・精神障害者、傷病者、年少者等のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内等から粗大ごみの持ち出しを行う。手数料は、品目別に定めたごみ処理手数料のほかに持ち出す品物一つにつき500円を加算する。	b	継続実施	受付件数 (障害者分) 86件	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度受付件数 1,487件(うち障害者分:86件) 平成19年度受付件数 1,177件(うち障害者分:86件) 平成20年度受付件数 1,244件(うち障害者分:99件) 平成21年度受付件数 1,157件(うち障害者分:76件) 平成22年度受付件数 1,340件(うち障害者分:108件) 	継続して実施する。	

充実した地域生活のための支援

4 自立生活のための地域基盤整備

(4) 精神障害者の地域生活の支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
114	99	精神障害者保健福祉対策費	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に伴う精神障害者の保健福祉に要する経費を支給する。 1. 措置診察及び公費負担医療 2. 精神医療審査会運営費などの精神科医療の適正化事業 3. 精神保健福祉審議会の運営 4. 精神保健福祉相談等事業	b	継続実施	措置入院 21人 措置入院 平成21年度:30件 平成22年度:18件	継続して実施する。	
115	99	医療観察における地域の体制整備事業	重大な他害行為を行ったが、心神喪失または心神耗弱と認められ、不起訴処分になった人に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく適切な医療が施せるよう、本市の体制を確保し、再び他害行為が行われないよう予防する。	b	継続実施	医療、行政等が連携	医療や地域、行政等とが連携し、本人への指導や見守り等の支援を行った。	平成22年度に引き続き、継続実施。
116	99	「(仮称)北九州市精神保健医療福祉連絡会議」の設置	精神保健・医療・福祉を充実・強化するため、福岡県精神科病院協会北九州ブロック、福岡県精神神経科診療所協会北九州ブロックの各代表者、家族会及び本市の関係部局等で構成する「(仮称)北九州市精神保健医療福祉連絡会議」の設置を検討する。	b	設置検討	関係機関との協議	平成20年度に、精神保健医療福祉連絡会議を設置し、関係機関との協議を実施した。	平成22年度に引き続き、継続実施
117	100	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神障害者が社会参加しやすい地域づくりの一環として、精神保健福祉にかかわるボランティア活動を推進するため、講義や医療機関・作業所への実習などを通じて、精神保健福祉ボランティアを養成する。	b	継続実施	6回開催/年	各年度とも年5回程度実施 ボランティアのコーディネーターとなる機関が市内にないため、既存の団体と協働しながら、具体的な活動に関する情報提供を行っていく必要がある。	23年度も継続実施
118	100	精神障害に関する啓発活動	市民に広く精神障害についての知識・情報を普及・啓発するために、精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどの啓発イベント等を開催する。	b	継続実施	小冊子を作成	セルフヘルプ・フォーラム、ひきこもりを考える集い、自殺対策シンポジウム(自殺対策講演会)、自死遺族シンポジウム、市民向け出前講座実施した。 精神疾患に関するパンフレットを作成した。	22年度に引き続き、各種啓発事業を実施する。
119	41	精神障害者地域移行促進事業	精神科病院に入院している退院可能な精神障害者の地域生活への円滑な移行を支援するため、平成20年度の新規事業として、自立支援員による本人の意向の把握や関係機関との連絡調整、個別ケア計画の作成などを開始した。	b	継続実施		平成18年度から平成22年度までの退院者数9名。 関係機関等に対して退院促進に関する啓発活動と、新たな社会資源の開拓が必要である。	新たに地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備を行う。

充実した地域生活のための支援

4 自立生活のための地域基盤整備

(5) 防災対策の推進

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の実施状況	備考
120	101	災害時要援護者の避難支援制度	風水害などの災害時に自力で迅速に避難することが困難な在宅の高齢者や障害者等を「災害時要援護者」として登録し、地域の「支援者」による情報の伝達、避難行動の支援及び安否確認等の見守り・支え合いの体制づくりを、市民防災会(=自治会)や民生委員児童委員協議会を中心とした地域コミュニティと行政の協働で推進する。	b	継続実施	北九州市災害時要援護者避難支援連絡会議を設置	当初計画どおり事業を実施しているが、支援者の確保が困難等の理由から、一部避難支援プランが未達成である。現在継続し、プランを策定中である。	要援護者の避難支援プランを策定するため、事業実施計画に基づき、訪問調査を実施する。	
121	101	福祉施設等の安全対策	社会福祉施設の新築・増築時の建築確認申請に伴う事前相談や消防同意時における防火安全面の指導を実施する。 また、平成21年4月1日施行の法令改正にもとづき、小規模社会福祉施設の防火安全対策について、引き続き指導していく。	b	継続実施	消防同意件数： 1,952件	消防法令等の改正及び「社会福祉施設の防火安全指導指針」に基づく、建築確認申請に伴う事前相談、消防同意における法に基づく消防用設備等の設置指導のほか、既存社会福祉施設についても、立入検査及び講習会等を実施して、社会福祉施設全体の防火安全指導を行った。 消防同意件数 平成21年度：1,322件 平成22年度：1,370件	社会福祉施設等について査察を実施し、違反対象物については追跡指導を行い、違反是正及び自主防火体制の確立を図る。	
122	101	緊急通報システムの充実	高齢者や重度身体障害者など緊急事態を自力で回避することができないと認められる方を対象に、通報システムや火災センサーなどを各家庭へ取り付け、24時間体制で緊急時の通報を消防指令センターで受信し、受信の内容により救急車等の出動や近隣の協力員に駆けつけを要請するなど、迅速な対応を行う。	b	継続実施	設置世帯数： 3,264世帯 (高齢・障害)	保健福祉局高齢者支援課及び各区役所保健福祉課と連携し、このシステムの制度概要をわかりやすく説明したリーフレット等を作成・活用し、市民へ広く周知した。 設置世帯数(高齢、障害) 平成21年度：3,701件 22年度：3,841件	緊急通報システム設置世帯数3,860世帯を目標に事業を推進する。	
123	102	地域防災ネットワークの充実	地域住民や地域団体等が協働して連携を図る、地域福祉のネットワークづくりに積極的に参画することで、防災ネットワークを構築し、防火防災に関わる各種の取組みを推進し、安全・安心なまちづくりを進めていく。				平成21年度より「地区安全担当制度のさらなる推進」(NO124)に統合		

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の実施状況	備考
124	102	地区安全担当制度事業のさらなる推進	安全・安心なまちづくりの実現を図るため、地区安全担当制度により、消防隊が地域住民と一体となって地域に密着したきめ細かい防災行政を推進する。	b	継続実施	ふれあいネットワーク活動への参加	校区地区社会福祉協議会の実施する「ふれあいネットワーク活動」を含む地域の会議に参加し、地域の実情の把握に努めた。 地域の会議への参加数 平成21年度:127回 22年度:119回	校区地区社会福祉協議会の実施する「ふれあいネットワーク活動」を含む地域の会議に参加し、地域の実情を把握して、地域に密着したきめ細やかな防災行政を推進する。	
125	41	障害児・者の災害時支援事業	<p>障害者は移動や意思疎通の困難さなどから、災害発生時には障害の種別や特性に配慮した個別の支援が必要となる。 最近の台風や大雨、地震などの発生や災害の状況を踏まえ、安全かつ円滑な避難と防災に関する必要な情報の提供などの支援体制を整備する。</p> <p>【災害時支援用品の作成】 災害発生時の対応として必要な事項をまとめた、当事者・保護者向けのハンドブックや、避難先、緊急連絡先などを記載し室内に掲示する緊急連絡表、避難時に使用する(仮称)SOSカード(ファイル)やステッカー、意思伝達のためのコミュニケーションシートなどの作成を検討する。作成に当たっては、障害種別の特性に配慮して、関係団体等との協議を行いながら検討する。</p>	b	関係団体と協議		発達障害については、災害時にも効果を発揮するサポートファイルの作成を行い活用を図ることとした。 平成23年3月、東日本大震災の発生に伴い、多くの問題が発生しているため、情報提供の支援体制などを再度検討する必要がある。	東日本大震災での課題を踏まえ、必要な情報提供とともに、避難行動の支援など、障害種別の特性を踏まえた支援策を検討する必要がある。	

充実した地域生活のための支援

5 雇用・就業機会の確保と拡大

(1) 雇用促進・起業による就労支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
126	42・103	北九州障害者しごとサポートセンター事業	<p>就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、必要な指導、助言等の支援を行うことによって、その雇用の促進及び職業の安定、障害者の就労促進を図るため、北九州市障害者就労支援センターを設置し、北九州障害者就業・生活支援センターとの一体的運営を行うため、「北九州障害者しごとサポートセンター」として拡充。</p> <p>・平成20年度より、特別支援学校やハローワークとの連携により、障害者の職業訓練の受講の促進を通じて、障害者の一般企業への就職を推進する「障害者職業訓練促進事業」を開始した。</p>	b	1ヶ所	<p>北九州障害者就業・生活支援センターによる支援</p> <p>就職：27件</p> <p>障害者しごとサポートセンター(平成19年開設)において、就労企業の開拓や職場実習などにより就職を促進するとともに、職場定着支援を強化するため、職場適応援助者を配置したことなどにより厳しい雇用状況下において、目標を上回る就職件数を達成した。 (平成22年度就職相談件数:延べ352件、新規相談者数:108名、就職件数(市内)81件)</p> <p>・増加しつつある精神障害や発達障害のある就職困難者への支援強化 ・障害者の法定雇用率を満たしている企業の割合は約半数に留まっている等の課題がある。</p>	<p>就職を目指す障害のある人や雇用する企業に対する支援を強化するため、新たに障害者就業支援カウンセラーの配置や、障害者雇用アドバイザーの企業への派遣等を行う。</p>	
127	103	精神障害者社会適応訓練事業	<p>回復途上にある精神障害者に関し、人間関係の改善をはじめ、社会生活への適応を図るため、精神障害者の社会復帰、雇用促進に理解のある事業経営者(職親)に対して、実際の就労の場における作業訓練を委託する。</p>	b	継続実施	<p>登録職親：22事業所 委託職親：5事業所 訓練生：6人</p> <p>増加しつつある精神障害者へ具体的な取組みの強化が必要とされる中、当事業は精神障害者の人間関係の改善、社会生活への適応、就労に効果的な役割を果たした。 (平成22年度末:登録職親13事業所、委託職親1事業所、訓練生2人)</p> <p>自立支援法施行以降、訓練生が減少傾向にある。</p>	<p>引き続き、精神障害者に対する社会適応訓練事業を実施</p> <p>自立支援法施行後のサービス体系の中で効果的な活用ができるよう、方法等についての具体的な検討を行う。</p>	
128	103	精神障害者就労支援ネットワーク事業	<p>事例検討を含んだ各種会議や研修会を実施することで、医療・保健・福祉・労働などの関係機関が連携し、就労支援と生活支援を一体的に提供するシステムの構築・支援を推進する。</p>	b	継続実施	<p>運営委員会：年2回 実務者連絡会：年4回</p> <p>・実務者連絡会:年間2回開催 ・就労支援者研修会:年間2回程度開催</p> <p>会議や研修参加者の定着が難しいため、顔の見える関係づくりはできているが、参加者自身の主体的な活動につながるようなシステム構築の検討が必要。</p>	<p>23年度も同程度の内容で事業を実施する予定である。</p>	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
129	104	福祉施設から一般就労への移行	障害のある人の地域生活移行を進めるために、就労移行支援事業などの新事業の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進する。	b	48人以上	施設から一般就労に移行した人数：12人 北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、就労移行支援事業所等の就労支援担当者を対象に懇談会を開催するとともに、事業所等の利用者を対象に、就職に向けての取組みに関するセミナーや就労現場の見学会を実施 懇談会1回、セミナー1回、見学会1回 施設から一般就労への移行者35人(平成22年度)	福祉施設から一般就労への移行促進を図るため、福祉施設と北九州障害者しごとサポートセンターや関係機関との連携をさらに強化し、取組みのさらなる充実を図る。	
130	42	障害者の自立支援ショップ運営補助事業	市内の小規模作業所等の授産製品等を専門に販売するNPO法人の店舗に対して助成し、安定した経営の支援を図る。 また、都心の商店街内に店舗を構え、市民に授産製品を手軽に手に取って購入してもらうことにより、授産製品の幅広い浸透を図るとともに、売れる商品作りを行い、工賃アップを図るなど、本市障害福祉行政のシンボリックな店舗を目指す。 ・平成20年11月30日開店 ・店名:「一丁目の元気」 場所:小倉北区京町一丁目6-1	b	製品の浸透	平成20年11月のオープン当初に比べ店舗で扱う施設数が約1.5倍に増加するなど、作業所における受注拡大に向けた意識向上が見られた。また、販売促進を目指した取組みにより、店の知名度が向上し、来客数の増加につながった。さらに、地域の商店街と一体となったイベント開催などを通じ、障害者の地域社会における共生という面において、画期的な取組みとなった。	売れる商品の開発や販路の拡大及び市民の認知度のさらなる向上など、売上向上を目指した、具体的な対応について検討する	
131	42	障害者支援施設等からの物品の買い入れ等	平成16年11月の地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が行う随意契約の対象として、障害者支援施設等が作成した物品の購入契約が加えられたが、さらに、平成20年2月の改正により役務の提供もその対象となったことから、引き続き、本市における障害者支援施設等への発注を促進する。	b	発注の促進	市における障害者支援施設等への発注を促進するため、各部署に協力依頼 (平成21年度契約件数:112件、契約実績額:13,696千円) 障害者の自立支援ショップの商品カタログを各課に配付し、利用依頼 今後、福祉施設における工賃増加につながるよう、さらなる取組みの充実を図る必要がある。	継続して、本市における障害福祉サービス事業所等への発注を促進する	